地方公営企業法第３３条の２の規定に基づき，令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで，道路運送法第３５条に基づき実施する一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託に伴い，以下の者を京都市交通局公金収納受託者とし，京都市乗合自動車の旅客運賃等の徴収事務を委託します。

令和３年３月３１日

京都市公営企業管理者

交通局長　山本　耕治

１　豊中市岡上の町１丁目１番１６号

阪急バス株式会社

２　東大阪市小阪１丁目７番１号

近鉄バス株式会社

３　京都市右京区嵯峨明星町１番地の１

京都バス株式会社

４　京都市伏見区竹田中川原町５３番地の１

エムケイ株式会社

５　大阪市此花区北港１丁目３番地２３号

西日本ジェイアールバス株式会社

（交通局自動車部営業課）